

保護者の皆様

小笠原村立小笠原小学校
校長 西村 浩

学校感染症の取り扱いについて

下の感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により出席停止の対象となります。つきましては、主治医から感染の恐れがないという診断がされるまで、登校を見合わせていただくことになりますので、ご了承ください。

この処置はお子様に十分休養を与え、早期に治療させるためと、他の児童への感染を防ぐためのものであり、出席停止中は欠席扱いとはなりません。

なお、感染の恐れがなくなりましたら、裏面の「学校感染症証明」を診療所医師により記入していただき、担任へご提出くださいますようお願いいたします。(インフルエンザは、診療所で渡される別様式に必要事項記入の上、学校にご提出ください。) お子様が元気に登校されるのをお待ちしております。

主な学校感染症

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

小笠原村立小笠原 学校長様

学校感染症 証明書

小笠原村立小笠原【 小 ・ 中 】学校 年 氏名：

疾患名に☑

学校感染症 第一種	<input type="checkbox"/> 病名【 】
学校感染症 第二種	<input type="checkbox"/> インフルエンザ※診療所配布の別様式使用 <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) <input type="checkbox"/> 風しん(3日はしか) <input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう) <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎
学校感染症 第三種	<input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 伝染性紅斑 <input type="checkbox"/> 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎など) <input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症 <input type="checkbox"/> その他【 】

上記疾患の為、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで加療を要した。

〒100-2101
東京都小笠原村父島字清瀬
小笠原村診療所

医師

印